



TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年1月1日
以降始期用

会社役員賠償責任保険 の約款

普通保険約款、特約条項



Bツ8

損害賠償請求を受けた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。

万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われたりした場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。

- ① 保険金の請求書

- ② 保険金をお支払いする場合に該当することおよび保険金をお支払いしない場合に該当しないことを証明する書類

(取締役会配付資料、取締役会議事録、経営会議配付資料、経営会議事録、稟議書、契約書等)

- ③ 損害賠償請求の原因となる事実および行為・状況等を確認できる書類

- ④ 損害賠償請求の訴訟等において両当事者および補助参加人が裁判所に提出した準備書面および書証ならびに各期日の経過報告書

- ⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書または和解調書

- ⑥ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類

- ⑦ 争訟費用の金額の根拠を示す明細書および支出を証明する領収書

- ⑧ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類
(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等を含みます。)

- ⑨ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

- ⑩ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

- (3) 保険金請求権には、時効（3年）がありますので、ご注意ください。

〈目 次〉

1. ご契約後、次のことにご注意ください	2
2. 約款の構成	3
3. 会社役員賠償責任保険普通保険約款	4
4. 特約条項	14
●保険料に関する規定の変更特約条項	14
●株主代表訴訟の定義等に関する特約条項	21
●記名子会社自動追加特約条項	22
●先行行為担保特約条項	22
●被保険者追加特約条項（執行役員・管理職従業員用）	23
●サイバーインシデント損害担保特約条項	23
●金融機関特定危険不担保特約条項	24
●特定危険不担保特約条項	25
●社団法人用特約条項	25
●財団法人用特約条項	26
●初期対応費用担保特約条項	28
●訴訟対応費用担保特約条項	29
●会社費用担保特約条項	30
●会社費用担保特約条項（サブリミット設定用）	36
●会社訴訟一部担保特約条項	43
●非上場会社等特定危険不担保特約条項	43
●情報開示危険担保特約条項	44
●雇用関連賠償責任追加担保特約条項	46
●被保険者間訴訟一部担保特約条項	47
●身体障害・財物損壊一部担保特約条項	47
●保険料支払手段に関する特約	48
●共同保険に関する特約条項	48

1. ご契約後、次のことにご注意ください

- (1) 保険証券は大切に保存してください。

保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。保険金のご請求時の立証書類であり、保険証券を紛失等された場合は保険金をお支払いできないことがありますので、内容をご確認のうえ大切に保存してください。

- (2) ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (3) 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

- (4) ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約の内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、約款集が必要な場合は、ご遠慮なく代理店または弊社までお申し付けください。

2. 約款の構成

ご契約いただいた保険には、次の表に掲げる約款および特約条項（特約条項については、保険証券に記載されたもの[※]）が適用されますので、該当する部分をご確認ください。

適用される約款	主な特約条項
会社役員賠償責任保険普通保険約款	・保険料に関する規定の変更特約条項 ・株主代表訴訟の定義等に関する特約条項 ・記名子会社自動追加特約条項 ・先行行為担保特約条項 ・被保険者追加特約条項（執行役員・管理職従業員用） ・サイバー インシデント 損害担保特約条項 ・金融機関特定危険不担保特約条項 ・特定危険不担保特約条項 ・社団法人用特約条項 ・財団法人用特約条項 ・初期対応費用担保特約条項 ・訴訟対応費用担保特約条項 ・会社費用担保特約条項 ・会社費用担保特約条項（サブリミット設定用） ・会社訴訟一部担保特約条項 ・非上場会社等特定危険不担保特約条項 ・情報開示危険担保特約条項 ・雇用関連賠償責任追加担保特約条項 ・被保険者間訴訟一部担保特約条項 ・身体障害・財物損壊一部担保特約条項 ・共同保険に関する特約条項

等

※「保険料支払手段に関する特約」は、保険証券には表示されません。

3. 会社役員賠償責任保険普通保険約款

第1章 保険金を支払う場合

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当会社が前条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次の①または②を被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
会社	次の法人をいいます。 ① 保険証券の記名法人欄に記載された法人（以下「記名法人」といいます。） ② 記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人（以下「記名子会社」といいます。）
役員	会社法上の取締役、執行役および監査役、ならびにこれらに準ずる者として保険証券の被保険者欄に記載された地位にある者であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいいます。会計参与および会計監査人を含みません。
被保険者	会社のすべての役員をいい、既に退任している役員およびこの保険契約の保険期間中に新たに選任された役員を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の初日より前に退任した役員を除きます。 また、役員が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。
一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。その行為が同一の役員によってなされた行為であるか、他の役員によってなされた行為であるかを問いません。 なお、一連の損害賠償請求を構成するすべての損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時になされたものとみなします。
法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または会社の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、当会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。

継続契約	会社役員賠償責任保険普通保険約款に基づく当会社との保険契約（以下「会社役員賠償責任保険契約」といいます。）の保険期間の末日（その会社役員賠償責任保険契約が末日前に解除されていた場合はその解除日）を保険期間の初日とし、記名法人を同一とする会社役員賠償責任保険契約をいいます。
子会社	会社法に定める子会社または子会社に該当していた法人をいいます。
初年度契約	継続契約以外の会社役員賠償責任保険契約をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次に記載されている事由または行為が、実際に生じまたは行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ② 被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する損害賠償請求
- ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害賠償請求
- ④ 被保険者に報酬または賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ⑤ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- ⑥ 次の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

ア. 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等（それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。）

イ. 利益を供与することが違法とされるその他の者

第6条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次に記載されている事由または行為については、実際に生じまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定が適用されるものとします。本条の規定は、被保険者ごとに個別ではなく、その事由または行為があったと申し立てられた役員に限らず、すべての被保険者に対して適用されます。

- ① 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ② 初年度契約の保険期間の初日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実起因する一連の損害賠償請求
- ③ この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を保険契約者またはいずれかの被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となる行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求

- ④ この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑤ 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害賠償請求
- ア. 地震、噴火、洪水、津波その他の天災
- イ. 戦争（宣戦の有無を問いません。）、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変
- ウ. 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出（それらが発生するおそれがある状態を含みます。）または汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示・要求。汚染物質とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。
- エ. 核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染。核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。
- オ. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ⑥ 次のものについての損害賠償請求
- ア. 身体の障害（疾病または死亡を含みます。）または精神的苦痛
- イ. 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）
- ウ. 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害
- ⑦ 記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、次のもの
- ア. その記名子会社が記名法人の会社法に定める子会社に該当しない間に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求
- イ. その記名子会社が記名子会社として保険証券に記載された時より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求

第7条（保険金を支払わない場合—その3）

- 当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求
- ② 会社の総株主の議決権につき、保険証券記載の割合（会社が複数である場合は、個々にその割合を算出するものとします。）以上を直接または間接的に有する者（株主権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。以下「大株主」といいます。）からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求

第8条（保険金を支払わない場合—その4）

- （1）当会社は、保険期間中に次に定める取引（以下「取引」といいます。）が行われた場合は、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、この場合においても、当会社は保険料を返還しません。
- ① 会社が第三者と合併すること、または会社の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
- ② 第三者が、会社の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。
- （2）保険契約者または被保険者が（1）に規定する取引が行われた事実を遅滞なく当会社に対して書面により通知し、当会社が書面により承認した場合は、（1）の規定を適用しません。

第9条（保険金を支払わない場合—その5）

当会社は、会社または被保険者が次のいずれかの米国の法令（その修正条項を含みます。）に違反したと主張する申立て（実際に違反し、または違反したと認められる場合に限りません。）に基づく損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。本条の規定は、被保険者ごとに個別にではなく、その違反を申し立てられた役員に限らず、すべての被保険者に対して適用されます。

- ① Employee Retirement Income Security Act of 1974（1974年従業員退職所得保障法）（その修正条項、同法に基づき各州で制定された州法、その他これらに準ずる法令を含みます。）
- ② Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act, 18 U.S.C. §§1961 et seq.（1970年事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律（合衆国法律集18巻1961条以下）、その修正条項および同法に基づく法令を

含みます。)

- ③ Securities Exchange Act of 1934 (1934年証券取引所法) 第16条 (b) 項 (その修正条項、同種の州法およびコモン・ローを含みます。)

第3章 当会社の支払限度額

第10条 (支払限度額および免責金額)

- (1) 当社がこの保険契約に基づき、一連の損害賠償請求について保険金を支払うべき損害の額は、被保険者ごとに次の算式によって得た額とします。

被保険者が 被った損害 の合計額	-	被保険者1名 あたりの 免責金額	×	保険証券記載 の縮小支払 割合	=	保険金を 支払う 損害の額
------------------------	---	------------------------	---	-----------------------	---	---------------------

- (2) 被保険者1名あたりの免責金額は、次の算式によって得た額または保険証券記載の役員1名あたりの免責金額のいずれか低い方の額とします。

保険証券記載の 1請求あたりの 免責金額の上限	÷	損害を被った 被保険者の人数	=	被保険者1名 あたりの免責金額
-------------------------------	---	-------------------	---	--------------------

- (3) (1) および (2) の規定において、第3条 (用語の定義) の被保険者に関する規定に基づき同一の被保険者とみなされた者は、その人数にかかわらず、1名の被保険者とみなします。
- (4) 当社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う保険金の額を合算して、保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。また、第24条 (損害賠償請求等の通知) (2) の規定に基づき、この保険契約の保険期間中に受けたものとみなされる損害賠償請求についても、この規定が適用されるものとします。
- (5) 当社は、争訟費用を保険証券記載の保険期間中総支払限度額に加算して保険金を支払うものではありません。争訟費用は、損害の一部であり、(1) から (4) までの規定が適用されるものとします。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額 (以下「支払責任額」といいます。) の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第12条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険 (損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。) に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの (他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。) について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告

げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2) の事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされる前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2) の規定による解除が第1条の損害賠償請求による損害の発生後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) の事実に基づかずになされた第1条の損害賠償請求による損害には適用しません。

第13条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1) の事実がある場合（(4) ただし書の規定に該当する場合を除きます。）は、当会社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1) の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1) に規定する手続を怠った場合は、当会社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が変更依頼書を受領するまでの間になされた第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率に変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。
- (5) (4) の規定は、(1) の事実に基づかずになされた第1条の損害賠償請求による損害には適用しません。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5章 保険契約の無効または解除および保険料の返還または請求

第15条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

- （１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （２）当会社は、被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- （３）（１）または（２）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害の発生後になされた場合であっても、（１）①から④までの事由または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第１条の損害賠償請求による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合は、（３）の規定は、次の損害については適用しません。
- ① （１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② （１）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- （１）第12条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- （２）第13条（通知義務）（１）の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（その事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- （３）保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません（既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。）。ただし、第13条（１）の事実が生じた場合において、その事実が生じた時より前に発生した第１条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求による損害については、この規定を

適用しません。

(5) (1) および (2) に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。

(6) (5) の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前になされた第1条の損害賠償請求による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効した場合は、当社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 第12条（告知義務）(2)、第13条（通知義務）(2)、第18条（重大事由による解除）(1) または第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第6章 保険金の請求手続

第24条（損害賠償請求等の通知）

(1) 被保険者が損害賠償請求を受けた場合は、保険契約者または被保険者は、次の事項を遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。

- ① 損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報
- ② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）

(2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。）を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、保険契約者または被保険者がその状況を知った時（知ったと合理的な理由に基づき判断できる時）をもってなされたものとみなします。

(3) (1) または (2) の場合において、被保険者が第三者に対し求償することができるときは、保険契約者または被保険者は、求償権の保全または行使に必要な手続その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講じなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (1) および (2) に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (3) に規定する義務に違反した場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（争訟費用、法律上の損害賠償金）

- （１）当会社は、必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この約款の規定により保険金の支払を受けられないこととなった場合は、被保険者は、支払われた額を限度として当会社へ返還しなければなりません。
- （２）当会社は、この保険契約によって防御の義務を負担するものではありません。
- （３）被保険者は、あらかじめ当会社の書面による同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この保険契約においては、当会社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが損害として保険金支払の対象となります。
- （４）被保険者およびその他の者に対してなされた損害賠償請求に関する争訟費用と被保険者およびその他の者が連帯して負担する法律上の損害賠償金について当会社が同意した場合は、保険契約者、被保険者および当会社は、被保険者およびその他の者それぞれが負担すべき金額の公正にして妥当な配分を決定するために協力するものとし、当会社は、その配分の決定に基づいて定まった損害に対して、保険金を支払います。

第26条（損害賠償請求解決のための協力）

- （１）当会社は、必要と認めた場合は自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての調査、調停、仲裁、和解もしくは訴訟につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。
- （２）被保険者が正当な理由なく（１）の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（先取特権—法律上の損害賠償金）

- （１）第１条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を被保険者に対して行う権利を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第２条（損害の範囲）①の損害に対するもの）に限り、以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- （２）当会社が第２条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限り、
 - ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した賠償債務の金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- （３）保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（２）③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第28条（保険金の請求）

- （１）被保険者の保険金請求権は、第２条（損害の範囲）①の損害に対するものは第１条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされた時に、第２条②の損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- （２）被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
 - ① 第２条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第１条の損害の額が確定した時
 - ② 同条②の費用に対するものは、第１条の損害の額が確定した時
- （３）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者

の間の示談書

- ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ 争訟費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑥ その他当社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （４）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、（３）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- （５）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（４）に規定する義務に違反した場合または（３）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- （１）当社は、被保険者が前条（３）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （２）（１）の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① （１）①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一のもしくは関連する行為による被害者が多数となる等被害が広範に及ぶ場合において、（１）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- （３）（２）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（２）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、（２）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- （４）（１）から（３）までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

- （1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当社に移転します。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （3）保険契約者および被保険者は、当社に移転する（1）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当社に協力するために支出した費用は、当社の負担とします。

第 7 章 管轄裁判所および準拠法

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

（別表）

短期料率表

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1ヶ月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	1年 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

4. 特約条項

●保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用 語	定 義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

（1）保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

（2）次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前になされた損害賠償請求による損害に対しては、この保険契約に適用される会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および特約条項（以下あわせて「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

（3）次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、損害賠償請求がなされた日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

（4）次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

- ① 損害賠償請求がなされた日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
 - ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
 - ③ 当社が②の確約を承認した場合
- (5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかねばなりません。
- ① 指定口座が、提携金融機関（当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
 - ② 当社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まねばなりません。
- (4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる とき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき。	第1条(2) ②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

- (1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

- (2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、(1) の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合

- ② 保険契約者が（１）に規定する期日までの第２回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

第３節 保険契約の解除の特則

第１条（保険料不払による保険契約の解除）

- （１）当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- ① 初回保険料について、第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないとします。
- ② 保険料を分割して支払う場合の第２回目以降の保険料について、第２節第３条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（３）の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第１条（１）①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当社が第４節第１条（１）②の承認の請求を受けた場合または同節第１条（１）①もしくは同節第１条（２）の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第４節第１条（４）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第２節第１条（２）②に規定する期日または同節第３条（１）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。
- （２）（１）⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

- （１）普通保険約款第１７条（保険契約者による保険契約の解除）に定める解除の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。
- （２）普通保険約款第１７条（保険契約者による保険契約の解除）による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）のいずれかに該当した場合には、当社は、普通保険約款第１７条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第３条（保険契約解除の効力）

普通保険約款第１９条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第１条（保険料不払による保険契約の解除）（１）または第２条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（２）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条(1)①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条(1)②の規定による解除の場合	第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条(1)③の規定による解除の場合	第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条(1)④の規定による解除の場合	第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条(1)⑤の規定による解除の場合	第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条(1)⑥の規定による解除の場合	第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条(2)の規定による解除の場合	普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

① 普通保険約款第12条(告知義務)(3)③に定める承認をする場合

② 普通保険約款第13条(通知義務)(1)に定める承認の請求を受けた場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通保険約款第13条(通知義務)(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)を返還し、または追加保険料を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条(保険料の払込方法等)(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通保険約款第13条(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が承認の請求を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が承認の請求を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前になされた損害賠償請求(当社が(1)②の承認の請求を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、承認の請求に係る事実が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前になされた損害賠償請求をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前になされた損害賠償請求をいいます。)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません((1)①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
 - ① 普通保険約款第12条(告知義務)(2)
 - ② 普通保険約款第13条(通知義務)(2)
 - ③ 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(1)または(2)
 - ④ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)
 - ⑤ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)
- (7) 普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

第2条(追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)

(1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- ① 第2節第2条(保険料の払込方法―口座振替方式)
- ② 第1条(3)

(2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合
- (3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。
 - ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）
 イ. 普通保険約款第19条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）
 ウ. 第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）
 エ. 第3条（保険料を変更する必要がある場合に損害賠償請求がなされた時等の取扱い）

（4）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができるものとします。

（5）（4）の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条（保険料を変更する必要がある場合に損害賠償請求がなされた時等の取扱い）

（1）当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条（4）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

- ① 損害賠償請求がなされた日が、追加保険料払込期日以前であること。
- ② 損害賠償請求がなされた日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

（2）（1）の場合において、損害賠償請求がなされた日が初回保険料払込期日以前のときは、（1）に規定する「損害賠償請求がなされた日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）（4）②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。

（3）当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（4）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降になされた損害賠償請求による損害に対しては、次の規定に従います。

- ① 追加保険料が、第1条（1）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。
- ② 追加保険料が、第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- （4）第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、（1）から（3）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- （5）第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）ただし書の規定が適用され、かつ、損害賠償請求がなされた場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。
- ① 普通保険約款第12条（告知義務）（3）③に規定する訂正の申出が行われた日時
- ② 普通保険約款第13条（通知義務）（1）または第1条（2）に規定する通知が行われた日時
- ③ 損害賠償請求がなされた日時

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

（1）この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。

- ① 第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
- ② 第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）
- ③ 第23条（保険料の返還－解除の場合）

（2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） (2) 未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） (2) 未払込保険料がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1） (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）

		(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
1 年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額 (*1) (2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払込保険料を差し引いた額
	年払	保険期間が1 年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	分割払	保険期間が1 年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表3 長期保険未経過料率

経過年月 \ 保険期間	2 年	3 年
1 か月	7 日まで 95% 15日まで 93% 16日以上 88%	7 日まで 97% 15日まで 95% 16日以上 92%
2 か月	83%	88%
3 か月	78%	85%
4 か月	73%	82%
5 か月	68%	78%
6 か月	65%	77%
7 か月	63%	75%
8 か月	60%	73%
9 か月	58%	72%
10か月	55%	70%
11か月	53%	68%
1 年 0 か月	50%	67%
2 年 0 か月	0 %	33%
3 年 0 か月		0 %

(注1) 経過年月について、1 か月未満の端日数は切り上げて1 か月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

●株主代表訴訟の定義等に関する特約条項

第1 条（用語の定義）

(1) この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
株主代表訴訟	会社法第847条第3 項もしくは第5 項、同法第847条の2 第6 項もしくは第8 項または同法第847条の3 第7 項もしくは第9 項の規定に基づく訴訟をいいます。

提訴請求	次のものをいいます。 ① 会社法第847条第1項または同法第847条の2第1項もしくは第3項の規定に基づき株主が会社に対して行う役員の責任追及等の訴えの提起の請求 ② 会社法第847条の3第1項の規定に基づき最終完全親会社等の株主が会社に対して行う役員の特定責任追及の訴えの提起の請求
------	---

(2) この保険契約において、「株主」には、会社法第847条の2第9項に規定する適格旧株主を含みます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●記名子会社自動追加特約条項

第1条（記名子会社）

(1) 当会社は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に新たに記名法人の子会社となった者のうち、次の条件をすべて満たすものについては、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（用語の定義）の「会社」の定義②に規定する「記名子会社」とみなします。

- ① 有価証券を証券取引所に上場していないこと。
- ② 設立国が日本であること。
- ③ 新たに記名法人の子会社となった日における総資産額が保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度末における記名法人の総資産額の10%未満であること。

(2) 記名子会社の役員については、普通保険約款第3条の「被保険者」の定義および第6条（保険金を支払わない場合－その2）②の規定中「初年度契約の保険期間の初日」とあるのを「初年度契約の保険期間の初日または会社が記名法人の子会社となった日のいずれか遅い日」と読み替えます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●先行行為担保特約条項

第1条（読替規定）

記名法人または記名子会社の役員について、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合－その2）①の規定中「初年度契約の保険期間の初日」とあるのは、それぞれ下欄に記載された遡及日に読み替えます。

	遡及日
記名法人の役員	保険証券記載の遡及日
記名子会社の役員	上記の遡及日または記名法人の子会社となった日のいずれか遅い日

第2条（免責規定の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合－その2）⑦イの規定は、適用しません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●被保険者追加特約条項（執行役員・管理職従業員用）

第1条（役員）

この特約条項が付帯される保険契約において、次の者は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（用語の定義）に規定する役員に該当するものとみなします。

- ① 執行役員
- ② 管理職従業員

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
執行役員	取締役会決議または取締役会から委任された取締役もしくは執行役により選任された者のうち、会社の業務の執行を担当する者をいい、会社法上の取締役、執行役または監査役を除きます。
管理職従業員	取締役会決議または取締役会から委任された取締役もしくは執行役により会社法上の「重要な使用人」として選任された者をいい、執行役員を除きます。

第3条（免責規定の適用除外）

普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合－その3）①の規定は、管理職従業員から被保険者に対してなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、管理職従業員が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求に起因する損害には適用しません。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●サイバーインシデント損害担保特約条項

第1条（損害の範囲）

会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定に基づき保険金を支払うべき損害または損失には、サイバーインシデントに起因する損害または損失を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 （ア）不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 （イ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、（ア）および（イ）を除きます。 （エ）コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、（ア）から（ウ）までを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含み

	ます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものを用い、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●金融機関特定危険不担保特約条項

第1条（被保険者）

会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（用語の定義）に規定する被保険者には、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」といいます。）または預金保険法の規定に基づき選任された次の者を含まないものとします。

- ① 内閣総理大臣により選任された金融整理管財人
- ② 内閣総理大臣の指名に基づき預金保険機構により選任された特別公的管理銀行または特別危機管理銀行の取締役、執行役、監査役、会計参与および会計監査人ならびにこれらに準じる者

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当会社は、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合—その1）から第9条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、会社に対して金融機能再生緊急措置法または預金保険法に基づく次のいずれかの処分または決定が行われた場合は、その処分または決定の日以降、その会社の役員に対してなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 内閣総理大臣が行う金融整理管財人による業務および財産の管理を命ずる処分
- ② 内閣総理大臣が行う業務承継（承継銀行が事業または営業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続することをいいます。）のための承継銀行の設立に関する決定または承継銀行に営業譲渡等を行うべき旨の決定
- ③ 内閣総理大臣が行う特別公的管理または特別危機管理の開始の決定

（2）（1）の規定により当会社が保険金を支払わない損害には、金融機能再生緊急措置法または預金保険法の規定に基づき、金融整理管財人、特別公的管理銀行、特別危機管理銀行または預金保険機構から被保険者に対してなされた損害賠償請求に起因するものを含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合—その1）から第9条（保険金を支払わない場合—その5）までに規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 暗号資産の取引における誤発注等の事務的過誤または取引の停止もしくは遅延
- ② 暗号資産の紛失、盗取、詐取または消失

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約

に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●特定危険不担保特約条項

- 当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 過去に記名法人または記名子会社の役員（本条においては、管理職従業員を除きます。）であった者からなされた損害賠償請求
 - ② 被保険者である役員（退任した役員を含みます。）の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
 - ③ 記名法人または記名子会社に次のいずれかに該当する事由が生じたことに関連して記名法人または記名子会社に対して債権を有する第三者からなされた損害賠償請求
 - ア. 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったこと、または清算手続に入ったこと。
 - イ. 手形交換所において取引停止処分がなされたこと。

●社団法人用特約条項

第1条（この特約条項を適用する場合）

この特約条項は、保険証券の記名法人欄または記名子会社欄に記載された法人が社団法人である場合に、その法人についてのみ適用します。

第2条（用語の定義）

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
社員代表訴訟	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第278条第2項または第4項の規定に基づく訴訟をいいます。
提訴請求	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第278条第1項の規定に基づき、社員が法人に対して行う役員の責任追及の訴えの提起の請求をいいます。

第3条（読替規定）

（1）この保険契約において、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定中の次の用語は、それぞれ下表のとおり読み替えます。

読替前	読替後
会社	法人
子会社	子法人
記名子会社	記名子法人
会社法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
株主代表訴訟	社員代表訴訟
総株主	総社員
株主	社員
取締役会決議	理事会決議
取締役会	理事会
代表取締役	代表理事
取締役、執行役または監査役	理事または監事
記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者	記名法人もしくはその子法人の社員もしくは債権者またはこれらに準ずる者

(2) この保険契約において、普通保険約款第3条（用語の定義）の規定中「役員」の定義を次のとおり読み替えます。

「

用 語	定 義
役員	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する理事もしくは監事またはこれらに準ずる者として保険証券の被保険者欄に記載された地位にある者であつて、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいいます。会計監査人を含みません。

」

(3) この保険契約において、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合－その2）⑦アの規定を次のとおり読み替えます。

「ア. その記名子法人が記名法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める子法人に該当しない間（同法施行前においては、直接的であるか間接的であるかにかかわらず、記名法人がその記名子法人の社員総会その他の組織、運営または管理の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していなかった間）に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求」

(4) この保険契約において、普通保険約款第7条②の規定を次のとおり読み替えます。

「② 大口議決権保有社員からなされた損害賠償請求または大口議決権保有社員が関与して法人の社員または債権者によってなされた損害賠償請求。大口議決権保有社員とは、法人の社員総会に関し、保険証券に記載された割合以上の議決権を直接的または間接的に有する者またはその割合以上の議決権の行使を指示する法的権限を有する者をいいます。」

(5) この保険契約に会社費用担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第7条（保険金を支払わない場合－その5）（1）の規定中「各監査役、各監査等委員または各監査委員の同意」とあるのは、「各監事の同意」と読み替えます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合－その1）から第9条（保険金を支払わない場合－その5）までに規定する損害のほか、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 過去に法人の役員（本条においては、管理職従業員を除きます。）であった者からなされた損害賠償請求
- ② 被保険者である役員（退任した役員を含みます。）の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
- ③ 法人に次のいずれかの事由が生じたことに関連して、法人に対して債権を有する者からなされた損害賠償請求
ア. 破産手続もしくは再生手続の開始の申立てがあったことまたは解散したこともしくは清算手続に入ったこと。
イ. 手形交換所において、取引停止処分がなされたこと。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●財団法人用特約条項

第1条（この特約条項を適用する場合）

この特約条項は、保険証券の記名法人欄または記名子会社欄に記載された法人が財団法人である場合に、その法人についてのみ適用します。

第2条（読替規定）

(1) この保険契約において、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定中の次の用語は、それぞれ下表のとおり読み替えます。

読替前	読替後
会社	法人
子会社	子法人
記名子会社	記名子法人
会社法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
取締役会決議	理事会決議
取締役、執行役または監査役	理事または監事
記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者	記名法人もしくはその子法人の債権者またはこれらに準ずる者

(2) この保険契約において、普通保険約款第3条（用語の定義）の規定中「役員」の定義を次のとおり読み替えます。

用 語	定 義
役員	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する理事、監事もしくは評議員またはこれらに準ずる者として保険証券の被保険者欄に記載された地位にある者であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいいます。会計監査人を含みません。

(3) この保険契約において、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合－その2）⑦アの規定は、次のとおり読み替えます。

「ア. その記名子法人が記名法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める子法人に該当しない間（同法施行前においては、同法に定める子法人の条件を満たす法人に該当しなかった間）に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求」

(4) この保険契約に会社訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第1条（免責規定の適用除外）の規定は、次のとおり読み替えます。

「第1条（免責規定の適用除外）

会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合－その3）①の規定は、記名法人またはその子法人から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、または記名法人もしくはその子法人が関与して、記名法人もしくはその子法人の債権者またはこれらに準ずる者から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害には適用しません。」

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合－その1）から第9条（保険金を支払わない場合－その5）までに規定する損害のほか、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 過去に法人の役員（本条においては、管理職従業員を除きます。）であった者からなされた損害賠償請求
- ② 被保険者である役員（退任した役員を含みます。）の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
- ③ 法人に次のいずれかの事由が生じたことに関連して、法人に対して債権を有する者からなされた損害賠償請求
ア. 破産手続もしくは再生手続の開始の申立てがあったことまたは解散したこともしくは清算手続に入ったこと。
イ. 手形交換所において、取引停止処分がなされたこと。

第4条（免責規定の適用除外）

この保険契約において、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合－その3）②および第8条（保険金を支払わない場合－その4）(1)②の規定は、適用しません。

第5条（特約条項の適用除外）

- （１）この保険契約において、初期対応費用担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第1条（初期対応費用の支払）（２）②の規定は適用しません。
- （２）この保険契約において、訴訟対応費用担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第1条（訴訟対応費用の支払）②の規定は、適用しません。
- （３）この保険契約において、被保険者間訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第2条（免責規定の適用除外）（１）の規定は、適用しません。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●初期対応費用担保特約条項

第1条（初期対応費用の支払）

- （１）次のいずれかに該当する場合は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲）に規定する当社が保険金を支払う損害には、同条①および②に掲げるもののほか、被保険者がその損害賠償請求または状況に対して初期対応を行うために支出した争訟費用以外の社会通念上妥当な費用（その額および用途が社会通念上妥当なものに限ります。）であって当社が必要かつ有益であると認めるもの（以下「初期対応費用」といいます。）を含むものとします。
- ① 被保険者に対して普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償請求がなされた場合
- ② 被保険者に対して普通保険約款第1条に規定する損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生した場合
- （２）（１）の規定にかかわらず、次のいずれかの日以降に被保険者が支出した費用は、初期対応費用に該当しないものとします。
- ① 被保険者に対して普通保険約款第1条に規定する損害賠償請求が訴えの提起をもってなされた場合に、訴えが提起された日
- ② 提訴請求がなされた場合に、提訴請求がなされた日

第2条（読替規定）

- （１）この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第1条（保険金を支払う場合）、第6条（保険金を支払わない場合－その2）本文なお書きおよび第8条（保険金を支払わない場合－その4）（1）本文	損害賠償請求がなされた	損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生した
第4条（保険責任の始期および終期）（3）	なされた損害賠償請求	発生した損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第5条（保険金を支払わない場合－その1）本文および第6条本文	なされた次の損害賠償請求	次の損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第9条（保険金を支払わない場合－その5）本文、第12条（告知義務）（4）および第18条（重大事由による解除）（3）	損害賠償請求	損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第10条（支払限度額および免責金額）（1）	一連の損害賠償請求	一連の損害賠償請求および損害賠償請求がなされるおそれのある状況

第10条（５）ならびに第25条（争訟費用、法律上の損害賠償金）（１）、（３）および（４）	争訟費用	争訟費用および初期対応費用
第12条（３）③	損害賠償請求がなされる前	損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生する前
第12条（５）および第13条（通知義務）（５）	なされた第１条の損害賠償請求	発生した第１条の損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第13条（４）	なされた第１条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求	発生した第１条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第25条（３）	法律上の損害賠償金および争訟費用	法律上の損害賠償金、争訟費用および初期対応費用

（２）この特約条項において、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）、第２節第３条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）、第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）、第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）および第４節第３条（保険料を変更する必要がある場合に損害賠償請求がなされた時等の取扱い）（３）	なされた損害賠償請求	発生した損害賠償請求がなされるおそれのある状況
第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第３条（１）①、②、（２）および（５）	損害賠償請求がなされた	損害賠償請求がなされるおそれのある状況が発生した
第２節第１条（４）ならびに第４節第３条（１）および（２）	損害賠償請求による損害	損害賠償請求がなされるおそれのある状況による損害

第３条（支払限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、普通保険約款およびこの特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合計して保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。

第４条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●訴訟対応費用担保特約条項

第１条（訴訟対応費用の支払）

次のいずれかに該当する場合は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第２条（損害の範囲）に規定する当社が保険金を支払う損害には、同条①および②に掲げるもののほか、その訴えの提起または訴えの提起の請求に対応するために被保険者が支出した争訟費用以外の社会通念上妥当な費用（その

額および使途が社会通念上妥当なものに限ります。)であって当社が必要かつ有益であると認めたものを含むものとします。

- ① 被保険者に対して日本国内において普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害賠償請求が訴えの提起をもってなされた場合
- ② 提訴請求がなされた場合

第2条（支払限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、普通保険約款およびこの特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合計して保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●会社費用担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、会社が次のいずれかの費用（当社が必要かつ有益と認めたものであって、当社の書面による同意を得て支出したものに限ります。）を支出したことにより、会社が被る損害に対して、保険金を支払います。
- ① 第三者委員会設置・活動費用
 - ② 会社初期対応費用
 - ③ 提訴請求対応費用
 - ④ 危機管理コンサルティング費用
 - ⑤ 危機管理対策実施費用
 - ⑥ 不提訴理由通知費用
 - ⑦ 訴訟告知受理に関する公告・通知費用
 - ⑧ 会社補助参加調査費用
 - ⑨ 会社補助参加費用
 - ⑩ 文書提出命令対応費用
 - ⑪ 役員に対する責任免除に関する公告・通知費用
- (2) 当社は、保険期間中に対象事由が生じた場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

- (1) この特約条項において、次の用語の意味は、下表の費用の種類ごとに、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義	
	前条（1）①の費用	前条（1）②から⑪までの費用
対象事由	会社が第三者委員会を設置したこと。	会社が提訴請求がなされるおそれのある状況（ただし、提訴請求がなされるおそれのあることが合理的に予想される状況に限ります。以下同様とします。）を知ったこと、提訴請求がなされたことまたは被保険者に対して株主代表訴訟がなされたこと。
一連の対象事由	前条（1）①の費用について、対象事由が発生した時または回数等を問わず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為（その行為が同一の役員によってなされた行為であるか、他の役員によってなされた行為であるかを問いません。）に起因する	前条（1）②から⑪までの費用について、対象事由が発生した時または請求もしくはは提訴を行う株主の数等を問わず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為（その行為が同一の役員によってなされた行為であるか、他の役員によってなされた行為

	すべての対象事由をいいます。 なお、一連の対象事由を構成するすべての対象事由は、最初の対象事由が生じた時に発生したものとみなします。	であるかを問いません。)に起因するすべての対象事由をいいます。 なお、一連の対象事由を構成するすべての対象事由は、最初の対象事由が生じた時に発生したものとみなします。
--	---	--

(2) この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
第三者委員会設置・活動費用	会社において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、会社が支出した費用（その額および使途が社会通念上妥当なものに限りします。）をいいます。ただし、次の費用を除きます。 ① 会社に雇用されている者または会社から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等 ② 直接であるか間接であるかにかかわらず、会社に次のいずれかに該当する事由が生じたことに起因する費用 ア. 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったことまたは清算手続に入ったこと。 イ. 手形交換所において取引停止処分がなされたこと。
不祥事	犯罪行為、法令違反行為その他社会的非難を招くような不正・不適切な行為をいいます。
第三者委員会	不祥事に関する調査を実施したうえで、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言する委員会であって、次のすべてを満たすものをいいます。 ① 会社と利害関係を有しない者のみによって構成されていること。 ② 調査結果を会社のすべてのステークホルダーに公表することで、会社の信頼と持続可能性を回復することを設置の目的とすること。
会社初期対応費用	提訴請求がなされるおそれのある状況が発生した場合に、会社がその状況に対応するために支出した弁護士費用その他社会通念上妥当な費用（その額および使途が社会通念上妥当なものに限りします。）をいいます。ただし、第三者委員会設置・活動費用および提訴請求がなされた日以降に支出した費用は含みません。
提訴請求対応費用	提訴請求がなされた場合に、会社が提訴請求に対応するために支出した弁護士費用その他社会通念上妥当な費用（その額および使途が社会通念上妥当なものに限りします。）をいいます。ただし、第三者委員会設置・活動費用および次のいずれかの日以降に支出した費用は含みません。 ア. 会社法の規定に基づき、会社が役員の責任追及等の訴えを提起しない理由を株主に通知した日 イ. 提訴請求に基づき会社が役員に対して責任追及等の訴えを提起した日
危機管理コンサルティング費用	提訴請求がなされた場合または株主代表訴訟が提起された場合に、その影響を最小化するための対策につき、会社がコンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために支出した費用をいいます。ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限りします。また、通常支出している人件費および弁護士顧問料等は含みません。
危機管理対策実施費用	コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、会社が対策を講じるための費用をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限りします。 ア. 損害賠償請求の原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、

	インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表または広告の費用 イ、株主等の利害関係者に対して書面を送付する郵送の費用 ウ、アまたはイのほか、当会社の同意を得て支出した費用
コンサルティング業者	提訴請求がなされた場合に、会社が行う対応の全部または一部について支援、指導または助言を行う者をいい、当会社が承認するものに限ります。
不提訴理由通知費用	会社法の規定に基づき、会社が役員への責任追及等の訴えを提起しない理由を株主に通知するために支出した費用をいいます。
訴訟告知受理に関する公告・通知費用	会社法の規定に基づき、会社が役員に対する株主代表訴訟の訴訟告知を受理したことを公告し、または株主に通知するために支出した費用をいいます。
会社補助参加調査費用	会社が補助参加すべきかどうかについて調査を行うために支出した費用をいいます。
補助参加	役員がその職務として行った行為（不作為を含みます。以下同様とします。）に起因して保険期間中に日本国内において提起された株主代表訴訟に対し、会社法の規定に基づき役員を補助するために会社が訴訟参加することをいいます。
会社補助参加費用	会社が補助参加することによって支出した争訟費用をいいます。
文書提出命令対応費用	会社が補助参加した場合において、裁判所からの文書提出命令に対応するために支出した費用をいいます。
役員に対する責任免除に関する公告・通知費用	会社法の規定に基づき、取締役会が役員について責任免除の決議を行った場合に、会社がその旨を公告し、または株主に通知するために支出した費用をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次に記載されている事由または行為が、実際に生じ、または行われたと認められる場合にこの条の規定が適用されるものとします。

- ① 会社の代表取締役が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。
- ② 会社の代表取締役の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）
- ③ 法令に違反することを会社の代表取締役が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為
- ④ 会社の代表取締役に報酬または賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたこと。
- ⑤ 会社の代表取締役が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。
- ⑥ 会社の代表取締役が次の者に対して違法な利益の供与をしたこと。

ア、政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等（それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。）

イ、利益を供与することが違法とされるその他の者

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、①から⑥までに記載されている事由または行為については、実際に生じまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの疑いまたは申立てに基づいて対象事由が発生した場合にも、この条の規定が適用されるものとします。

- ① 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の対象事由
- ② 初年度契約の保険期間の初日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に関因する一連の対象事由
- ③ この保険契約の保険期間の初日において、対象事由が発生することを会社またはいずれかの被保険者が知って

いた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）のその一連の対象事由

④ この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、もしくは申し立てられていた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の対象事由

⑤ 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する対象事由

ア. 地震、噴火、洪水、津波その他の天災

イ. 戦争（宣戦の有無を問いません。）、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変

ウ. 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出（それらが発生するおそれがある状態を含みます。）または汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示・要求。汚染物質とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

エ. 核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染。核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物を含みます。危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

オ. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性

⑥ 記名子会社において発生した対象事由のうち、次のもの

ア. その記名子会社が記名法人の会社法に定める子会社に該当しない間に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する対象事由

イ. その記名子会社が記名子会社として保険証券に記載された時より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する対象事由

⑦ 次の事由

ア. 被保険者または記名法人もしくはその子会社から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

イ. 他の被保険者または記名法人もしくはその子会社から被保険者に対してなされた損害賠償請求

ウ. 被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

エ. 他の被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対してなされた損害賠償請求

⑧ 次の事由

ア. 会社の総株主の議決権につき、保険証券記載の割合（会社が複数である場合は、個々にその割合を算出するものとします。）以上を直接または間接的に有する者（株主権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。以下「大株主」といいます。）から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

イ. 大株主から被保険者に対してなされた損害賠償請求

ウ. 大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

エ. 大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対してなされた損害賠償請求

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

（1）当社は、保険期間中に次に定める取引（以下「取引」といいます。）が行われた場合は、取引の発効日の後に行われた行為に起因する対象事由により、会社が被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、この場合においても、当社は保険料を返還しません。

① 会社が第三者と合併すること、または会社の資産のすべてを第三者に譲渡すること。

② 第三者が、会社の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。

（2）保険契約者または被保険者が（1）に規定する取引が行われた事実を遅滞なく当会社に対して書面により通知し、当会社が書面により承認した場合は、（1）の規定を適用しません。

第6条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、会社または被保険者が次のいずれかの米国の法令（その修正条項を含みます。）に違反したとする疑いまたは申し立て（実際に違反し、または違反したと認められる場合に限りません。）に基づく対象事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① Employee Retirement Income Security Act of 1974（1974年従業員退職所得保障法）（その修正条項、同法

に基づき各州で制定された州法その他これらに準ずる法令を含みます。)

- ② Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act, 18 U. S. C. § § 1961 et seq. (1970年事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律 (合衆国法律集18巻1961条以下)、その修正条項および同法に基づく法令を含みます。)
- ③ Securities Exchange Act of 1934 (1934年証券取引所法) 第16条 (b) 項 (その修正条項、同種の州法およびコモン・ローを含みます。)

第7条 (保険金を支払わない場合—その5)

- (1) 当社は、各監査役、各監査等委員または各監査委員の同意を得ないで行われた補助参加による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約に、会社訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合であって、提訴請求によらずに、会社が役員の責任追及等の訴えを提起したときは、当社は、第1条 (保険金を支払う場合) (1) ②については、保険金を支払いません。

第8条 (支払限度額等)

- (1) 当社は、一連の対象事由により会社が支出した第1条 (保険金を支払う場合) (1) ①の費用については、その損害の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額のみに対して、5,000万円を限度として、保険金を支払います。
- (2) 当社は、一連の対象事由により会社が支出した第1条 (1) ②から⑪までの費用については、その損害の額が、保険証券の「1 請求あたりの免責金額の上限」欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額のみに対して、保険金を支払います。
- (3) 当社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、会社役員賠償責任保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。)、この特約条項および他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合計して保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。
- (4) 株主代表訴訟の被告となった役員のうち、一部の者についてこの保険契約から全部または一部の保険金 (会社補助参加費用に対するものを除きます。以下「基礎保険金」といいます。) が支払われない場合は、当社が会社補助参加費用について保険金を支払うべき損害の額は、次の算式によって算出された額とします。

$$\text{会社補助参加費用の額} \times \frac{\text{被告役員のうち基礎保険金支払われる者の数}}{\text{すべての被告役員の数}}$$

第9条 (第三者委員会設置の通知)

会社が第三者委員会を設置した場合は、会社は、次の事項を遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。

- ① 第三者委員会の調査の対象となる不祥事ならびにその原因となる行為および事実に関する情報
- ② 第三者委員会設置・活動費用を補償する他の保険契約または共済契約の有無および内容 (既にそれらの保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)

第10条 (読替規定)

- (1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条 (保険責任の始期および終期) (3)	なされた損害賠償請求	発生した対象事由
第12条 (告知義務) (3) ③	第1条 (保険金を支払う場合) の損害賠償請求がなされる前	対象事由が発生する前
第12条 (4) および第18条 (重大事由による解除) (3)	第1条の損害賠償請求	対象事由
第12条 (5) および第13条 (通知義務) (5)	なされた第1条の損害賠償請求	発生した対象事由

第13条（４）	なされた第１条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求	発生した対象事由
第18条（３）	第１条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求	対象事由
第25条（争訟費用、法律上の損害賠償金）（１）、（３）および（４）ならびに第28条（保険金の請求）（３）⑤	争訟費用	この特約条項第１条（保険金を支払う場合）（１）①から⑪までの費用
第25条（１）および（３）、第28条、第29条（保険金の支払時期）ならびに第31条（代位）	被保険者	会社
第29条（保険金の支払時期）（１）①および（２）⑤	損害賠償請求の原因	対象事由の原因

（２）この特約条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）、第２節第３条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）、第３節第１条（保険料不払による保険契約の解除）（２）、第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）（４）および第４節第３条（保険料を変更する必要がある場合に損害賠償請求がなされた時等の取扱い）（３）	なされた損害賠償請求	発生した対象事由
第２節第１条（３）②および（４）①ならびに第４節第３条（１）①、②、（２）および（５）	損害賠償請求がなされた	対象事由が発生した
第２節第１条（４）ならびに第４節第３条（１）および（２）	損害賠償請求による損害	対象事由による損害

（３）この保険契約においては、記名子会社自動追加特約条項を下表のとおり読み替えます。

記名子会社自動追加特約条項の規定	読替前	読替後
第１条（記名子会社）（２）	第６条（保険金を支払わない場合－その２）②	第６条（保険金を支払わない場合－その２）②および会社費用担保特約条項第４条（保険金を支払わない場合－その２）②

（４）この保険契約においては、先行行為担保特約条項を下表のとおり読み替えます。

先行行為担保特約条項の規定	読替前	読替後
第１条（読替規定）	会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第６条（保険金を支払わな	会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第６条（保険金を支払わな

	い場合－その２）①	い場合－その２）①および会社費用担保特約条項第４条（保険金を支払わない場合－その２）①
第２条（免責規定の適用除外）	普通保険約款第６条（保険金を支払わない場合－その２）⑦イ	普通保険約款第６条（保険金を支払わない場合－その２）⑦イおよび会社費用担保特約条項第４条（保険金を支払わない場合－その２）⑥イ

（５）この保険契約においては、被保険者追加特約条項（執行役員・管理職従業員用）第３条（免責規定の適用除外）の規定を次のとおり読み替えます。

「普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合－その３）①および会社費用担保特約条項第４条（保険金を支払わない場合－その２）⑦の規定は、次の事由に起因する損害には適用しません。

ア. 管理職従業員から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

イ. 管理職従業員から被保険者に対してなされた損害賠償請求

ウ. 管理職従業員が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

エ. 管理職従業員が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対してなされた損害賠償請求」

（６）この保険契約に会社訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項を下表のとおりに読み替えます。

会社訴訟一部担保特約条項の規定	読替前	読替後
第１条（免責規定の適用除外）（１）	会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第７条（保険金を支払わない場合－その３）①	会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第７条（保険金を支払わない場合－その３）①および会社費用担保特約条項第４条（保険金を支払わない場合－その２）⑦

（７）この保険契約に被保険者間訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第２条（免責規定の適用除外）（１）の規定を次のとおり読み替えます。

「この保険契約において、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合－その３）①および会社費用担保特約条項第４条（保険金を支払わない場合－その２）⑦の規定は、次の事由には適用しません。

ア. 被保険者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

イ. 他の被保険者から被保険者に対してなされた株主代表訴訟

ウ. 被保険者が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

エ. 他の被保険者が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対してなされた株主代表訴訟」

第11条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●会社費用担保特約条項（サブリミット設定用）

第1条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、会社が次のいずれかの費用（当会社が必要かつ有益と認めたものであって、当会社の書面による

同意を得て支出したものに限り、)を支出したことにより、会社が被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 第三者委員会設置・活動費用
- ② 会社初期対応費用
- ③ 提訴請求対応費用
- ④ 危機管理コンサルティング費用
- ⑤ 危機管理対策実施費用
- ⑥ 不提訴理由通知費用
- ⑦ 訴訟告知受理に関する公告・通知費用
- ⑧ 会社補助参加調査費用
- ⑨ 会社補助参加費用
- ⑩ 文書提出命令対応費用
- ⑪ 役員に対する責任免除に関する公告・通知費用

(2) 当会社は、保険期間中に対象事由が生じた場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

(1) この特約条項において、次の用語の意味は、下表の費用の種類ごとに、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義	
	前条(1)①の費用	前条(1)②から⑪までの費用
対象事由	会社が第三者委員会を設置したこと。	会社が提訴請求がなされるおそれのある状況(ただし、提訴請求がなされるおそれのあることが合理的に予想される状況に限り、以下同様とします。)を知ったこと、提訴請求がなされたことまたは被保険者に対して株主代表訴訟がなされたこと。
一連の対象事由	前条(1)①の費用について、対象事由が発生した時または回数等を問わず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為(その行為が同一の役員によってなされた行為であるか、他の役員によってなされた行為であるかを問いません。)に起因するすべての対象事由をいいます。 なお、一連の対象事由を構成するすべての対象事由は、最初の対象事由が生じた時に発生したものとみなします。	前条(1)②から⑪までの費用について、対象事由が発生した時または請求もしくは提訴を行う株主の数等を問わず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為(その行為が同一の役員によってなされた行為であるか、他の役員によってなされた行為であるかを問いません。)に起因するすべての対象事由をいいます。 なお、一連の対象事由を構成するすべての対象事由は、最初の対象事由が生じた時に発生したものとみなします。

(2) この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
第三者委員会設置・活動費用	会社において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、会社が支出した費用(その額および使途が社会通念上妥当なものに限り、)をいいます。ただし、次の費用を除きます。 ① 会社には雇用されている者または会社から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等 ② 直接であるか間接であるかにかかわらず、会社に次のいずれかに該当する事由が生じたことに起因する費用 ア. 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったことまたは清算手続に入ったこと。

	イ、手形交換所において取引停止処分がなされたこと。
不祥事	犯罪行為、法令違反行為その他社会的非難を招くような不正・不適切な行為をいいます。
第三者委員会	不祥事に関する調査を実施したうえで、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言する委員会であって、次のすべてを満たすものをいいます。 ① 会社と利害関係を有しない者のみによって構成されていること。 ② 調査結果を会社のすべてのステークホルダーに公表することで、会社の信頼と持続可能性を回復することを設置の目的とすること。
会社初期対応費用	提訴請求がなされるおそれのある状況が発生した場合に、会社がその状況に対応するために支出した弁護士費用その他社会通念上妥当な費用（その額および使途が社会通念上妥当なものに限ります。）をいいます。ただし、第三者委員会設置・活動費用および提訴請求がなされた日以降に支出した費用は含みません。
提訴請求対応費用	提訴請求がなされた場合に、会社が提訴請求に対応するために支出した弁護士費用その他社会通念上妥当な費用（その額および使途が社会通念上妥当なものに限ります。）をいいます。ただし、第三者委員会設置・活動費用および次のいずれかの日以降に支出した費用は含みません。 ア、会社法の規定に基づき、会社が役員の責任追及等の訴えを提起しない理由を株主に通知した日 イ、提訴請求に基づき会社が役員に対して責任追及等の訴えを提起した日
危機管理コンサルティング費用	提訴請求がなされた場合または株主代表訴訟が提起された場合に、その影響を最小化するための対策につき、会社がコンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために支出した費用をいいます。ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。また、通常支出している人件費および弁護士顧問料等は含みません。
危機管理対策実施費用	コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、会社が対策を講じるための費用をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。 ア、損害賠償請求の原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表または広告の費用 イ、株主等の利害関係者に対して書面を発送する郵送の費用 ウ、アまたはイのほか、当会社の同意を得て支出した費用
コンサルティング業者	提訴請求がなされた場合に、会社が行う対応の全部または一部について支援、指導または助言を行う者をいい、当会社が承認するものに限ります。
不提訴理由通知費用	会社法の規定に基づき、会社が役員の責任追及等の訴えを提起しない理由を株主に通知するために支出した費用をいいます。
訴訟告知受理に関する公告・通知費用	会社法の規定に基づき、会社が役員に対する株主代表訴訟の訴訟告知を受理したことを公告し、または株主に通知するために支出した費用をいいます。
会社補助参加調査費用	会社が補助参加すべきかどうかについて調査を行うために支出した費用をいいます。
補助参加	役員がその職務として行った行為（不作為を含みます。以下同様とします。）に起因して保険期間中に日本国内において提起された株主代表訴訟に対し、会社法の規定に基づき役員を補助するために会社が訴訟参加することをいいます。
会社補助参加費用	会社が補助参加することによって支出した争訟費用をいいます。

文書提出命令対応費用	会社が補助参加した場合において、裁判所からの文書提出命令に対応するために支出した費用をいいます。
役員に対する責任免除に関する公告・通知費用	会社法の規定に基づき、取締役会が役員について責任免除の決議を行った場合に、会社がその旨を公告し、または株主に通知するために支出した費用をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次に記載されている事由または行為が、実際に生じ、または行われたと認められる場合にこの条の規定が適用されるものとします。

- ① 会社の代表取締役が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。
- ② 会社の代表取締役の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）
- ③ 法令に違反することを会社の代表取締役が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為
- ④ 会社の代表取締役に報酬または賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたこと。
- ⑤ 会社の代表取締役が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。
- ⑥ 会社の代表取締役が次の者に対して違法な利益の供与をしたこと。
 - ア. 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等（それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。）
 - イ. 利益を供与することが違法とされるその他の者

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、①から⑥までに記載されている事由または行為については、実際に生じまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの疑いまたは申立てに基づいて対象事由が発生した場合にも、この条の規定が適用されるものとします。

- ① 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の対象事由
- ② 初年度契約の保険期間の初日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に関因する一連の対象事由
- ③ この保険契約の保険期間の初日において、対象事由が発生することを会社またはいずれかの被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）のその一連の対象事由
- ④ この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、もしくは申し立てられていた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の対象事由
- ⑤ 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する対象事由
 - ア. 地震、噴火、洪水、津波その他の天災
 - イ. 戦争（宣戦の有無を問いません。）、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変
 - ウ. 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出（それらが発生するおそれがある状態を含みます。）または汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示・要求。汚染物質とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。
 - エ. 核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染。核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。
 - オ. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ⑥ 記名子会社において発生した対象事由のうち、次のもの
 - ア. その記名子会社が記名法人の会社法に定める子会社に該当しない間に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する対象事由

イ、その記名子会社が記名子会社として保険証券に記載された時より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する対象事由

⑦ 次の事由

ア、被保険者または記名法人もしくはその子会社から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

イ、他の被保険者または記名法人もしくはその子会社から被保険者に対してなされた損害賠償請求

ウ、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

エ、他の被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対してなされた損害賠償請求

⑧ 次の事由

ア、会社の総株主の議決権につき、保険証券記載の割合（会社が複数である場合は、個々にその割合を算出するものとする。）以上を直接または間接的に有する者（株主権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。以下「大株主」といいます。）から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

イ、大株主から被保険者に対してなされた損害賠償請求

ウ、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

エ、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対してなされた損害賠償請求

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

（1）当会社は、保険期間中に次に定める取引（以下「取引」といいます。）が行われた場合は、取引の発効日の後に行われた行為に起因する対象事由により、会社が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、この場合においても、当会社は保険料を返還しません。

① 会社が第三者と合併すること、または会社の資産のすべてを第三者に譲渡すること。

② 第三者が、会社の総株主の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。

（2）保険契約者または被保険者が（1）に規定する取引が行われた事実を遅滞なく当会社に対して書面により通知し、当会社が書面により承認した場合は、（1）の規定を適用しません。

第6条（保険金を支払わない場合—その4）

当会社は、会社または被保険者が次のいずれかの米国の法令（その修正条項を含みます。）に違反したとする疑いまたは申立て（実際に違反し、または違反したと認められる場合に限りません。）に基づく対象事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① Employee Retirement Income Security Act of 1974（1974年従業員退職所得保障法）（その修正条項、同法に基づき各州で制定された州法その他これらに準ずる法令を含みます。）

② Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act, 18 U. S. C. § § 1961 et seq.（1970年事業への犯罪組織等の浸透の取締りに関する法律（合衆国法律集18巻1961条以下）、その修正条項および同法に基づく法令を含みます。）

③ Securities Exchange Act of 1934（1934年証券取引所法）第16条（b）項（その修正条項、同種の州法およびコモン・ローを含みます。）

第7条（保険金を支払わない場合—その5）

（1）当会社は、各監査役、各監査等委員または各監査委員の同意を得ないで行われた補助参加による損害に対しては、保険金を支払いません。

（2）この保険契約に、会社訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合であって、提訴請求によらずに、会社が役員の責任追及等の訴えを提起したときは、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）②については、保険金を支払いません。

第8条（支払限度額等）

（1）当会社は、一連の対象事由により会社が支出した第1条（保険金を支払う場合）（1）①の費用については、その損害の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額のみに対して、5,000万円または保険証券記載の保険期間中総支払限度額の5%のいずれか低い額を限度として、保険金を支払います。

- (2) 当社は、一連の対象事由により会社が支出した第1条(1)②から⑪までの費用については、その損害の額が、保険証券の「1 請求あたりの免責金額の上限」欄に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額のみに対して、保険金を支払います。
- (3) 当社がこの特約条項に基づき支払う保険金の額は、保険証券記載の保険期間中総支払限度額の5%を限度とします。
- (4) 当社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、この特約条項および他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合計して保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。
- (5) 株主代表訴訟の被告となった役員のうち、一部の者についてこの保険契約から全部または一部の保険金（会社補助参加費用に対するものを除きます。以下「基礎保険金」といいます。）が支払われない場合は、当社が会社補助参加費用について保険金を支払うべき損害の額は、次の算式によって算出された額とします。

$$\text{会社補助参加費用の額} \times \frac{\text{被告役員のうち基礎保険金支払われる者の数}}{\text{すべての被告役員の数}}$$

第9条（第三者委員会設置の通知）

会社が第三者委員会を設置した場合は、会社は、次の事項を遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。

- ① 第三者委員会の調査の対象となる不祥事ならびにその原因となる行為および事実に関する情報
- ② 第三者委員会設置・活動費用を補償する他の保険契約または共済契約の有無および内容（既にそれらの保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）

第10条（読替規定）

(1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条（保険責任の始期および終期）(3)	なされた損害賠償請求	発生した対象事由
第12条（告知義務）(3)③	第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされる前	対象事由が発生する前
第12条（4）および第18条（重大事由による解除）(3)	第1条の損害賠償請求	対象事由
第12条（5）および第13条（通知義務）(5)	なされた第1条の損害賠償請求	発生した対象事由
第13条（4）	なされた第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求	発生した対象事由
第18条（3）	第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求	対象事由
第25条（争訟費用、法律上の損害賠償金）(1)、(3)および(4)ならびに第28条（保険金の請求）(3)⑤	争訟費用	この特約条項第1条（保険金を支払う場合）(1)①から⑪までの費用
第25条（1）および(3)、第28条、第29条（保険金の支払時期）ならびに第31条（代位）	被保険者	会社
第29条（保険金の支払時期）(1)①および(2)⑤	損害賠償請求の原因	対象事由の原因

(2) この特約条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の 変更特約条項の規定	読替前	読替後
第2節第1条（保険料の払込方法等）（2）、第2節第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）、第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（2）、第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）および第4節第3条（保険料を変更する必要がある場合に損害賠償請求がなされた時等の取扱い）（3）	なされた損害賠償請求	発生した対象事由
第2節第1条（3）②および（4）①ならびに第4節第3条（1）①、②、（2）および（5）	損害賠償請求がなされた	対象事由が発生した
第2節第1条（4）ならびに第4節第3条（1）および（2）	損害賠償請求による損害	対象事由による損害

(3) この保険契約においては、記名子会社自動追加特約条項を下表のとおり読み替えます。

記名子会社自動追加特約条項の 規定	読替前	読替後
第1条（記名子会社）（2）	第6条（保険金を支払わない場合－その2）②	第6条（保険金を支払わない場合－その2）②および会社費用担保特約条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）②

(4) この保険契約においては、先行行為担保特約条項を下表のとおり読み替えます。

先行行為担保特約条項の規定	読替前	読替後
第1条（読替規定）	会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合－その2）①	会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合－その2）①および会社費用担保特約条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）①
第2条（免責規定の適用除外）	普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合－その2）⑦イ	普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合－その2）⑦イおよび会社費用担保特約条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）⑥イ

(5) この保険契約においては、被保険者追加特約条項（執行役員・管理職従業員用）第3条（免責規定の適用除外）の規定を次のとおり読み替えます。

「普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合－その3）①および会社費用担保特約条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）⑦の規定は、次の事由に起因する損害には適用しません。

ア. 管理職従業員から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求

イ. 管理職従業員から被保険者に対してなされた損害賠償請求

- ウ、管理職従業員が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求
- エ、管理職従業員が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対してなされた損害賠償請求」
- (6) この保険契約に会社訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項を下表のとおり読み替えます。

会社訴訟一部担保特約条項の規定	読替前	読替後
第1条（免責規定の適用除外）（1）	会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合－その3）①	会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合－その3）①および会社費用担保特約条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）⑦

(7) この保険契約に被保険者間訴訟一部担保特約条項が付帯されている場合は、同特約条項第2条（免責規定の適用除外）（1）の規定を次のとおり読み替えます。

「この保険契約において、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合－その3）①および会社費用担保特約条項第4条（保険金を支払わない場合－その2）⑦の規定は、次の事由には適用しません。

- ア、被保険者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求
- イ、他の被保険者から被保険者に対してなされた株主代表訴訟
- ウ、被保険者が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から提訴請求がなされるおそれのある状況またはなされた提訴請求
- エ、他の被保険者が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対してなされた株主代表訴訟」

第11条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●会社訴訟一部担保特約条項

第1条（免責規定の適用除外）

- (1) 提訴請求がなされた場合において、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合－その3）①の規定は、その請求に基づき会社がその役員に対して提起した訴訟には適用しません。ただし、提訴請求が被保険者、記名法人もしくはその子会社によって、またはそれらのいずれかが関与してなされたものである場合を除きます。
- (2) (1)の事由のほか、普通保険約款第7条①の規定は、記名法人またはその子会社から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合、または株主代表訴訟であるかどうかにかかわらず、記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害には適用しません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●非上場会社等特定危険不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 過去に記名法人または記名子会社の役員（本条においては、管理職従業員を除きます。）であった者からなされた損害賠償請求
- ② 被保険者である役員（退任した役員を含みます。）の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求
- ③ 記名法人または記名子会社に次のいずれかに該当する事由が生じたことに関連して、記名法人または記名子会社に対して債権を有する第三者からなされた損害賠償請求
 - ア. 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったこと、または清算手続に入ったこと。
 - イ. 手形交換所において取引停止処分がなされたこと。

第2条（通知義務）

- （1）記名法人または記名子会社が有価証券を証券取引所に上場する場合は、保険契約者または被保険者は、あらかじめ、書面によりその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- （2）（1）に規定する手続を怠った場合は、当会社は、（1）の事実が発生した時から当会社が（1）の変更依頼書を受領するまでの間になされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、（1）の承認の請求を受けた場合は、保険料に関する規定の変更特約条項第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（1）②に該当するものとみなして、保険料に関する規定の変更特約条項の規定を適用します。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、会社役員賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●情報開示危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、開示書類記載不備に起因して保険期間中に保険証券記載の記名法人欄に記載された法人（以下「記名法人」といいます。）に対して損害賠償請求がなされたことにより、記名法人が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

- （1）当会社が前条の規定により保険金を支払う損害は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（損害の範囲）①または②を記名法人が負担することによって生じる損害に限りします。
- （2）この特約条項において、普通保険約款第3条（用語の定義）「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の定義中「被保険者」とあるのは「記名法人」、「争訟費用」の定義中「被保険者または会社の従業員」とあるのは「記名法人の役員または従業員」にそれぞれ読み替えます。

第3条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
開示書類	記名法人が作成する次の書類をいいます。 ア. 金融商品取引法第二章「企業内容等の開示」が定める企業内容等の開示書類 イ. 会社法が定める計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書 ウ. 会社法が定める連結計算書類 エ. その他の日本で定める法令または証券取引所の規則において、適時かつ適切な開示を行うことを定められているアからウに準じる書類
開示書類記載不備	開示書類の事実と異なる記載または記載欠如をいいます。

記名法人等	次の者をいいます。 ア．記名法人 イ．記名法人の役員（普通保険約款第3条（用語の定義）に規定するものをいい、同条に規定する「被保険者」に該当するかどうかを問いません。以下同様とします。）または会計参与
本特約始期日	この特約条項を最初に付帯した保険証券記載の情報開示危険担保特約始期日をいいます。ただし、その日の後に、会社役員賠償責任保険契約が存続しない期間またはこの特約条項が付帯されない期間がある場合は、その期間が終了した日のうちいずれか遅い日をいいます。
一連の損害賠償請求	損害賠償請求がなされた時もしくは場所、損害賠償請求者数または開示書類の種類もしくは数にかかわらず、同一または関連する開示書類記載不備に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、それに該当する損害賠償請求が最初になされた時にすべてなされたものとみなします。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する開示書類記載不備に起因する損害賠償請求に関する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名法人等が法令に違反することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った開示書類記載不備
- ② 本特約始期日において記名法人等が認識していた開示書類記載不備
- ③ この保険契約の保険期間の初日（ただし、本特約始期日の方が遅い場合は、本特約始期日とします。）において、記名法人に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を記名法人等が知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）開示書類記載不備
- ④ 本特約始期日より前に記名法人等に対してなされていた損害賠償請求において申し立てられていたものと同一または関連する開示書類記載不備
- ⑤ 本特約始期日より前に作成された開示書類の開示書類記載不備

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 開示書類記載不備に関連して役員が私的な利益を得た場合
- ② 開示書類記載不備に関連する情報を違法に利用して、記名法人等有価証券の売買等を行った場合
- ③ 開示書類記載不備に関して記名法人等が刑を科されるべき場合（時効の完成等によって刑を科されなかった場合を含みます。）

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、次のいずれかの者によって、または次のいずれかの者が関与してなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 役員または会計参与
- ② 記名法人の子会社
- ③ 記名法人によって総株主の議決権の20%以上を直接または間接的に保有される者
- ④ 記名法人の総株主の議決権につき、保険証券記載の割合以上を直接または間接的に保有する者（株主権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。）
- ⑤ 種類株主（種類株式発行会社におけるある種類の株式の株主をいいます。）

第7条（保険金を支払わない場合—その4）

当会社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に関する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 米国の法令に基づきなされた損害賠償請求
- ② 米国またはその領土においてなされた損害賠償請求

第8条（読替規定）

この特約条項に基づく保険金の請求については、普通保険約款第24条（損害賠償請求等の通知）から第31条（代

位)までの規定において「被保険者」とあるのを「記名法人」と読み替えます。

第9条（支払限度額等）

当会社は、一連の損害賠償請求につき、第2条（損害の範囲）に規定する損害の合算額が保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額のみに対して、保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第10条（配分の決定のための協力）

同一または関連する開示書類記載不備に起因して記名法人と役員が同時に、または別個に損害賠償請求を受けた場合は、記名法人、被保険者および当会社は、各自が負担すべき法律上の損害賠償金および争訟費用の公正かつ妥当な配分を決定するために協力するものとします。

第11条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●雇用関連賠償責任追加担保特約条項

第1条（免責規定の一部適用除外）

この保険契約において、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合－その2）⑥アおよびウの規定は、侵害行為により発生した事故に起因して、労働者（過去に労働者であった者および労働者となるための申込みを行った者ならびにこれらの者の法定相続人を含みます。）から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害には適用しません。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
侵害行為	次の行為をいいます。 ア. 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。 イ. 職場において行われる性的な言動に対する対応により職場の労働者に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。 ウ. 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境を害すること。 エ. 職場において行われる労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。 （ア）労働者の妊娠または出産 （イ）産前・産後休業等の制度または措置の利用 （ウ）育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用
事故	精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または口頭もしくは文書による誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーの侵害をいいます。
労働者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 事業場において会社に使用され、賃金を支払われる者（以下「使用人」といいます。） イ. 事業場において会社のために労働に従事する者（使用人を除きます。）

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、前条「侵害行為」の定義イからエまでに該当する行為を行った被保険者本人に対してなされた損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約

に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●被保険者間訴訟一部担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合－その3）①の規定にかかわらず、この保険契約の保険金の支払対象となる損害の被保険者間の分担に関する争訟について、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（免責規定の適用除外）

- （1）この保険契約において、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合－その3）①の規定は、他の被保険者からなされた株主代表訴訟、または被保険者が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者から提起された株主代表訴訟には適用しません。
- （2）この保険契約において、特定危険不担保特約条項①、非上場会社等特定危険不担保特約条項第1条（保険金を支払わない場合）①、社団法人用特約条項第4条（保険金を支払わない場合）①または財団法人用特約条項第3条（保険金を支払わない場合）①の規定は、適用しません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●身体障害・財物損壊一部担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第6条（保険金を支払わない場合－その2）⑥アまたはイの規定にかかわらず、被保険者に対してなされた他人の身体の障害または財物の損壊等についての損害賠償請求に起因する損害のうち、被保険者が争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊等	滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者自身の直接の行為により発生した他人の身体の障害または財物の損壊等に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、この事由については、実際に生じまたは行われたと認められる場合に限り、この事由があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定が適用されるものとします。

第4条（支払限度額等）

- （1）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について当社が支払う保険金の額は、普通保険約款第10条（支

払限度額および免責金額）（４）の規定にかかわらず、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額：保険証券記載の保険期間中総支払限度額の10%

（２）当会社がこの保険契約に基づき支払う保険金の額は、普通保険約款、この特約条項および他の特約条項に基づき支払う保険金の額を合計して保険証券記載の保険期間中総支払限度額を限度とします。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●保険料支払手段に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当社が指定する電子的な決済手段（*1）により、この保険契約の保険料（*2）を払い込む場合に適用されます。ただし、当社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。

（*1）以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。

（*2）追加保険料（*3）を含みます。以下この特約において同様とします。

（*3）契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条（保険料領収の時点）

当社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の返還）

当社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

●共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査

⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

D14-41680(6) 修増202409

1777-ER04-13071-202409